

小規模宿泊施設普及拡大事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、宮城県内の小規模宿泊施設の開業を支援するため、施設改修等に要する経費について、宮城県内で住宅宿泊事業及び簡易宿所営業を開始しようとする者に対して、予算の範囲内で小規模宿泊施設普及拡大事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 宮城県内において住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「住宅宿泊事業法」という。）第3条第1項に基づく届出を予定している者
- (2) 宮城県内において旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「旅館業法」という。）第3条第1項の許可を受けて同法第2条第3項に基づく簡易宿所営業を行うことを予定している者

(補助対象施設等)

第3条 補助金の交付対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、いずれの場合においても、施設の所在地が仙台市内であるものを除く。

- (1) 宮城県内において住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく届出を行う予定の住宅であり、本補助金の実績報告時までに当該届出を行うもの。ただし、交付申請の前に廃止の届出があった住宅については、交付申請時において当該廃止の日から1年以上経過したものに限る。
- (2) 宮城県内において旅館業法第3条第1項の許可を受けて同法第2条第3項に基づく簡易宿所営業を行う予定の施設であり、本補助金の実績報告時までに当該許可の申請を行うもの。ただし、交付申請の前に廃止の届出があった施設については、交付申請時において当該廃止の日から1年以上経過したものに限る。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に掲げる事業とする。

- 2 補助対象施設は、本補助金で実施する補助事業と同種の事業について、過去に国又は県あるいは市町村等から補助金等の交付を受けていないものとする。

(補助対象経費)

第5条 この補助金は、前条第1項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」

という。)であって、別表に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において交付するものとする

(補助率等)

第6条 補助率は補助対象経費の2分の1とし、補助上限額は1事業者当たり70万円かつ、他の補助事業等を併用する場合は、補助対象経費から当該補助金を差し引いた額とする。なお、千円未満切り捨てとする。

2 前項の補助事業等は、国庫を財源とするものを除く。

(交付申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 受付期間内に提出された交付申請に係る補助金の額の合計が予算額を超える場合は、抽選により補助事業者を選定するものとする。

3 前項の抽選実施後、予算に残額がある場合には、新たな申請を受け付けるものとし、その提出期限は知事が別に定める。ただし、これにより提出された交付申請に係る補助金の額の合計が予算額に達した場合は、先の提出期限にかかわらず申請の受付を終了するものとする。

4 交付申請書等に不備があるときは、当該不備に係る補正が完了した時点で提出がなされたものとする。

5 第1項又は第3項の申請に当たり、補助対象経費を算出する際に、補助対象施設等が複数ある場合は、合算を可とする。

6 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) (法人の場合のみ)登記事項証明書(現在事項全部証明書)

(3) 建物の登記事項証明書

(4) 住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく住宅宿泊事業届出書(案)の写し又は旅館業法第3条第1項に基づく旅館業営業許可申請書(案)の写し(旅館業営業許可申請書に記載の添付書類は不要とする。)

(5) 補助対象経費が確認できる書類(見積書・カタログ等)

(6) 平面図(宿泊室・共用部・家主使用部分の区別が分かるもので、補助事業実施箇所を明示したもの)

(7) 現況写真(全体外観、補助事業実施箇所)

(8) 県税の納税証明書

(9) 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)

(10) その他知事が必要と認める書類

7 申請者は、第1項又は第3項の補助金交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費

税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

8 次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

（交付決定）

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったもののうち、前条第2項又は同第3項により補助事業者とされたものについて、必要に応じて現地調査等を行い、その内容を審査の上、これを適正と認めるときは、規則第4条の規定により交付の決定を行い、当該申請者に通知する。

2 知事は、補助金の交付が適当でないことを認めるときは、その旨を申請者に通知する。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第10条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる条件を満たす軽微な変更については、この限りでない。
 - イ 補助対象経費の総額の20%以内の減少
 - ロ 補助事業の目的や効果に変更をもたらさない事業計画の細部の変更
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第5号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して1年以内に第2条第1項第1号に掲げる届出の受理又は同条同項第2号に掲げる許可を受け、営業を開始しなければならない。さらに、その届出の受理又は許可の日から起算して3年以上、この営業を継続しなければならない。なお、当該期間経過後に事業の廃止を行う場合であっても、第11条第2項に規定する耐用年数が経過する以前にあっては、同条による制限を受ける。

(5) 前号の定めによる営業の継続には、住宅宿泊事業から旅館業への転用も含むこととするが、住宅宿泊事業の廃止前に旅館業の営業許可を受けること。なお、この場合の起算日は、当初の住宅宿泊事業の届出の受理の日とする。

(6) 知事は、補助事業者が第4号及び第5号の規定に違反した場合、補助金の返還を求めるものとする。ただし、当該違反が特段の事情によるものであり、知事がやむを得ないと認めた場合には、この限りでない。

(7) 前6号に掲げるものの他、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことがある。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による報告は、様式第6号によるものとし、必要に応じて別途知事が指示するところにより提出するものとする。

(財産の管理及び処分)

第12条 補助事業者は、当該補助金の交付対象として取得した財産について、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

2 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第7号による取得財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

3 規則第21条第1項第2号に規定する知事が定めるものは、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告は、様式第8号に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第9号)

(2) 補助事業の実施が確認できる書類(契約書、納品書、請求書、領収書の写し等)及び写真

(3) 住宅宿泊事業法第3条第1項に基づく住宅宿泊事業届出書の写し又は旅館業法第3条第1項に基づく旅館業営業許可申請書の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起

算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の2月末日のいずれか早い期日までに行うものとする。

- 3 補助事業者は、第6条第7項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 この補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。その交付に係る請求書の様式は、様式第10号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第11号により知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金に関わる経理)

第16条 補助事業者は、補助金に関わる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、小規模宿泊施設普及拡大事業補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月26日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

